別表六（二十六の二）　記載要領

1　この表は、法人が震災特例法第17条の2第2項又は第3項（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額　(9)」の欄は、法第42条から第49条まで（圧縮記帳）の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときは、当該経理した金額を記載すること。

3　「翌期繰越額　(25)－(26)　(27)」の各欄の外書には、震災特例法第17条の4第1項（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第42条の13（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定の適用を受ける場合に、別表六（二十七）の「法人税額超過構成額　②」の各欄の金額を記載すること。この場合において、「計」及び「合計」の欄の記載に当たつては、当該金額を含めて計算すること。

別表六（二十六の三）　復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

認定地方公共団体の指定を受けた日	1	平　・　・	法人税額の特別控除額の計算	税額控除限度額 (3)×10/100	4	円
				当期の所得に対する法人税の額（別表一(一)「2」、別表一(二)「2」又は別表一(三)「2」）	5	
当期の適用期間内における被災雇用者等に対して支給する給与等の額	2	円		当期税額基準額 (5)×20/100	6	
				当期税額控除可能額（(4)と(6)のうち少ない金額）	7	
同上のうち損金の額に算入される金額	3			法人税額超過構成額（別表六(二十七)「74の②」）	8	
				法人税額の特別控除額 (7)－(8)	9	

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）